

報告第 6 9 号

平成 1 6 年 1 月 1 6 日承認

下水道部会排水分科会の事務事業調整方針について

下水道部会排水分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 6 年 1 月 1 6 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第69号

協 議 会 報 告 項 目

下 水 道 部 会

排水分科会 12-3

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
12 - 3 - 1	管渠維持管理事業	5/8			5/22	
12 - 3 - 2	準用河川維持事業	5/8			5/22	
12 - 3 - 3	準用河川改修事業	5/8			5/22	
12 - 3 - 4	準用河川に係る境界確認	5/8			5/22	
12 - 3 - 5	準用河川に係る占用加工許認可事務	5/8	11/11		11/11	
12 - 3 - 6	準用河川に係る災害に関する事務	5/8			5/22	
12 - 3 - 7	水路・河川用地の財産処分・寄付取得及び登記事務	5/8			5/22	
12 - 3 - 8	水路管理事業(修繕)	5/8			5/22	
12 - 3 - 9	水路管理事業(排水路しゅんせつ事業)	5/8			5/22	
12 - 3 - 10	老巧管更正事業	5/8			5/22	
12 - 3 - 11	都市下水路事業(移設補償)	5/8			5/22	
12 - 3 - 12	都市下水路事業	5/8			5/22	
12 - 3 - 13	排水路局部改良事業	5/8			5/22	
12 - 3 - 14	排水路新設改良事業	5/8			5/22	
12 - 3 - 15	ポンプ場維持管理事業(都市下水路しゅんせつ)	5/8			5/22	
12 - 3 - 16	調整池維持管理事業	5/8			5/22	
12 - 3 - 17	砂防事業	5/8			5/22	
12 - 3 - 18	急傾斜池崩壊防止対策事業	5/8	11/11		11/11	

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
12 - 3 - 19	雲出川治水事業促進期成同盟会	5/8	11/11		11/11	
12 - 3 - 20	志登茂川水系治水事業促進期成同盟会	5/8			5/22	
12 - 3 - 21	相川水系治水事業促進期成同盟会	5/8			5/22	
12 - 3 - 22	三重県河川海岸協会	5/8	11/11		11/11	
12 - 3 - 23	三重県防災協会	5/8	11/11		11/11	
12 - 3 - 24	三重県治水砂防協会	5/8	11/11		11/11	
12 - 3 - 25	木津川上流砂防事業促進協議会	5/8	11/11		11/11	
12 - 3 - 26	下水路自治会補助事業	5/8			5/22	
12 - 3 - 27	河川除草	5/8			5/22	
12 - 3 - 28	普通河川に係る境界確認	5/8			5/22	
12 - 3 - 29	普通河川に係る占用加工許認可事務	5/8			5/22	
12 - 3 - 30	普通河川に係る災害に関する事務	5/8			5/22	
12 - 3 - 31	普通河川に係る河川の指定・廃止	5/8			5/22	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	下水道部会
関係項目		分科会	排水分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 管渠維持管理事業	<p>【事業概要】 下水道管しゅんせつ委託(市内維持管理区域内) 雨水幹線ポンプ場しゅんせつ委託(長浜、新町ポンプ場) 下水道管現況調査委託(市内維持管理区域、国道23号線)</p> <p>【負担割合】 市 100%</p>	—	<p>【事業概要】 千里ヶ丘・浜田公共下水道管調査委託・管路清掃</p> <p>【負担割合】 津市に同じ</p>	<p>【事業概要】 雲林院処理地区(特定環境保全公共下水道事業)は、H13.1.1より供用開始している。現在は管渠の維持管理を行っている。</p> <p>【負担割合】 同左</p>	<p>【事業概要】 高宮処理地区(特定環境保全公共下水道事業)は現在工事中であり、一部供用開始予定はH16.1.1である。 供用開始後は管渠の維持管理を行っていく。</p> <p>【負担割合】 同左</p>	—
2 準用河川維持事業	<p>【事業概要】 河川しゅんせつ委託(毛無川ほか11河川及び樋門) 河川排水機場しゅんせつ 河川堤防草刈り委託(毛無川ほか11河川) 河川維持管理工事</p> <p>【負担割合】 市 100%</p>	<p>【事業概要】 河川しゅんせつ委託(前田川ほか18河川及び樋門) 河川排水機場しゅんせつ 河川堤防草刈り委託(前田川ほか18河川) 河川維持管理工事</p> <p>【負担割合】 同左</p>	—	—	<p>【事業概要】 河川草刈り等委託(村内24河川) 河川維持管理工事</p> <p>【負担割合】 津市に同じ</p>	<p>【事業概要】 河川土砂排除工事(町内16河川を順次) 河川堤防除草委託(町内16河川) (人材センター、地元) その他河川維持管理工事 調整池維持管理委託</p> <p>【負担割合】 同左</p>
3 準用河川改修事業	<p>【事業概要】 準用河川五六川改修事業</p> <p>【負担割合】 国 1/3 市 2/3</p>	市単独局部改修事業	—	—	—	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 津市、河芸町等の例により調整する。(合併と同時に) 2. 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度) 3. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
【事業概要】 下水道管清掃及び維持補修等 【負担割合】 津市に同じ	【事業概要】 下水道管清掃及び維持補修等 【負担割合】 同左	【事業概要】 ・汚水管渠等補修 【負担割合】 同左	ー	
ー	【事業概要】 ・堤防占用箇所の除草 ・河川清掃 ・河川維持管理工事 【負担割合】 津市に同じ	【事業概要】 護岸補修工事等、河川維持工事 【負担割合】 同左	【事業概要】 河川維持工事 【負担割合】 同左	効率的な維持管理を目指して自治会等への委託および助成について調整する。
ー	久居市に同じ	ー	ー	合併時は当面現行のまま事業を継続実施し、新市において事業計画を策定し、事業を推進する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	下水道部会
関係項目		分科会	排水分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
4 準用河川に係る境界確認	・市内12河川の境界確認	・市内19河川の境界確認	—	—	村内24河川の境界確認	・町内16河川の境界確認 (公図等に基づく)
5 準用河川に係る占用加工許認可事務	・市内河川に係る占用加工申請に対して、審査の上、許認可を行う。 ・河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全を図っている。 (河川数 12河川)	同左 (河川数 19河川) ※久居市準用河川の流水占用料等に関する条例 ※久居市河川管理規則	—	—	津市に同じ (河川数 24河川)	同左 (河川数 16河川)
6 準用河川に係る災害に関する事務	・災害発生時に、早急な手続きを行い、河川の復旧を図る。 ・市内準用河川の現地調査を行い、災害発生に対処する。	同左	—	—	津市に同じ	同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	4. 津市、久居市等の例により調整する。(合併と同時) 5. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 6. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--

構	成	市	町	村	の	現	況	調整の具体的内容
香良洲町		一志町		白山町		美杉村		
—			・町内6河川の境界確認		・町内20河川の境界確認		村内24河川の境界確認	事務の詳細については、津市の例により調整する。
—		津市に同じ		同左		同左		河川管理条例のある久居市・一志町・白山町を例に調整する。
		(河川数 6河川)		(河川数 20河川)		(河川数 24河川)		
		※一志町河川管理条例		※白山町河川管理条例				
—		津市に同じ		同左		同左		

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	下水道部会
関係項目		分科会	排水分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
7 水路・河川用地の財産処分・寄付取得及び登記事務	<ul style="list-style-type: none"> ・水路用地の処分に係る手続き。 ・河川用地に係る用地取得事務、財産処分事務 ・登記事務 	同左	同左 ※ただし、水路関係のみ	津市に同じ	同左	同左
8 水路管理事業(修繕)	<p>【事業概要】 市街化区域内排水路における破損箇所の修繕(水路壁の補修等)を行うことにより、排水路機能の維持を図る。 市街化区域内排水路における危険箇所の修繕(蓋・防護柵等の補修)を行うことにより、市民の安全を確保する。</p> <p>【負担割合】 市 100%</p>	<p>【事業概要】 同左</p> <p>【負担割合】 同左</p>	<p>【事業概要】 同左</p> <p>【負担割合】 同左</p>	—	—	—
9 水路管理事業(排水路しゅんせつ事業)	<p>【事業概要】 市街化区域内における排水路の堆積物を除去することにより、水路断面を確保し、円滑な排水を促す。</p> <p>【負担割合】 市 100%</p>	<p>【事業概要】 同左</p> <p>【負担割合】 同左</p>	<p>【事業概要】 同左</p> <p>【負担割合】 同左</p>	—	—	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	7. 津市、久居市等の例により調整する。(合併と同時) 8. 津市、久居市等の例により調整する。(合併と同時) 9. 津市、久居市等の例により調整する。(合併と同時)
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左 ※ただし、水路関係のみ	津市に同じ	同左	同左	事務の詳細については、津市の例により調整する。
【事業概要】 津市に同じ	-	-	-	
【負担割合】 津市に同じ	-	-	-	
【事業概要】 津市に同じ	-	-	-	
【負担割合】 津市に同じ	-	-	-	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	下水道部会
関係項目		分科会	排水分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
10 老朽管更正事業	<p>【事業概要】 老朽化した管渠の内側にライニングを施し、流下能力の回復を行う。</p> <p>【負担割合】 市 100%</p>	—	<p>【事業概要】 津市に同じ</p> <p>【負担割合】 津市に同じ</p>	—	—	—
11 都市下水路事業 (移設補償)	<p>【事業概要】 支障物件所有者と工期・工法等の打ち合わせを行い、移設時期や費用を決定し、工事の進捗を図る。</p> <p>【負担割合】 市 100%</p>	<p>【事業概要】 同左</p> <p>【負担割合】 同左</p>	<p>【事業概要】 同左</p> <p>【負担割合】 国 4/10 町 6/10</p>	—	—	—
12 都市下水路事業	<p>【事業概要】 都市計画決定された排水設備(ポンプ場、管渠、ポンプ設備)を設置する。</p> <p>・上浜都市下水路事業 ・栗真町屋都市下水路事業</p> <p>【負担割合】 国 4/10 市 6/10</p>	—	<p>【事業概要】 津市に同じ</p> <p>・豊津川都市下水路事業 ・東千里都市下水路事業 休止中</p> <p>【負担割合】 津市に同じ</p>	—	—	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	10. 津市、河芸町等の例により調整する。(合併と同時) 11. 現行のまま新市に引き継ぐ。 12. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
【事業概要】 津市に同じ 【負担割合】 津市に同じ	-	-	-	
-	-	-	-	国庫補助負担については、各事例別にて判断する方向で調整する。
-	-	-	-	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	下水道部会
関係項目		分科会	排水分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
13 排水路局部改良事業	<p>【事業概要】 ・整備不良箇所に対する流下能力を確保向上するために改良工事を行う。 ・市街化区域で下水道事業の長期計画と合わせて、排水路の不良箇所に対する整備改良工事を進め、流下能力の向上、生活環境の向上を目指す。</p> <p>【負担割合】 市 100%</p>	<p>【事業概要】 同左</p> <p>【負担割合】 同左</p>	<p>【事業概要】 同左</p> <p>【負担割合】 同左</p>	-	-	-
14 排水路新設改良事業	<p>【事業概要】 ・流下能力不良箇所に対する流下能力を向上するために改良工事を行う。 ・市街化区域で下水道事業の長期計画と合わせて、排水路の不良箇所に対する整備改良工事を進め、流下能力の向上、生活環境の向上を目指す。</p> <p>【負担割合】 市 100%</p>	<p>【事業概要】 同左</p> <p>【負担割合】 同左</p>	<p>【事業概要】 同左</p> <p>【負担割合】 同左</p>	-	-	-
15 ポンプ場維持管理事業(都市下水路しゅんせつ)	<p>【事業概要】 ・沈砂池のしゅんせつを行い、ポンプ場の機能を確保する。</p> <p>【負担割合】 市 100%</p>	-	<p>【事業概要】 津市に同じ</p> <p>【負担割合】 津市に同じ</p>	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	13. 津市、久居市等の例により調整する。(合併と同時に) 14. 津市、久居市等の例により調整する。(合併と同時に) 15. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
【事業概要】 津市に同じ 【負担割合】 津市に同じ	-	-	-	
【事業概要】 津市に同じ 【負担割合】 津市に同じ	-	-	-	
-	-	-	-	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	下水道部会
関係項目		分科会	排水分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
16 調整池維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・開発により造られ移管を受けた洪水調整池の維持管理を行う。 ・保険は賠償責任保険である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・保険に入っていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・津市に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・保険は総合賠償保障保険である。
17 砂防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地元と三重県との連絡調整を行う。 ・目的が治山事業に関するものが相当多く、産業労働部農林水産課との調整を図る場合もある。 ・土砂災害等の情報相互システム等にかかるものについては、関係担当所管と協力しながら、事務処理を行っている。 	同左	—	津市に同じ	同左	同左
18 急傾斜地崩壊防止対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地元と事業主体である三重県との調整を行う。 	同左	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> 同左 ※安濃町急傾斜地崩壊対策事業分担金条例

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	16. 津市、久居市等の例により調整する。(合併と同時) 17. 現行のまま新市に引き継ぐ。 18. 新たに制度を制定する。(合併と同時)			
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
—	・津市に同じ ・安濃町に同じ	—	—	
—	津市に同じ	同左	同左	
—	津市に同じ	同左 ※白山町各種事業分担金徴収 条例(急傾斜地崩壊対策事業)	同左	条例のある安濃町・白山町を例に調整する

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	下水道部会
関係項目		分科会	排水分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
19 雲出川治水事業促進期成同盟会	<p>【三重県雲出川治水事業促進期成同盟会】</p> <p>○構成市町村 津市、久居市、香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、美杉村、三雲町</p> <p>○負担金 均等割と事業費割 (全体で1,500千円)</p> <p>○会長 嬉野町長 ○事務局 嬉野町</p>	同左	—	—	—	—
20 志登茂川水系治水事業促進期成同盟会	<p>二級河川志登茂川水系の河川改修事業を促進し、治水施設の早期整備実現を図る為、志登茂川水系治水事業促進期成同盟会を本市のほか、河芸町及び芸濃町で構成している。</p>	—	津市に同じ	同左	—	—
21 相川水系治水事業促進期成同盟会	<p>【相川水系治水事業促進期成同盟会】</p> <p>○目的 二級河川相川水系の河川改修事業を促進し、治水施設の早期整備実現を図る</p> <p>○構成市町村 津市、久居市</p> <p>○負担金 均等割(年額700千円)</p> <p>○会長 津市長 ○事務局 津市 ※久居市を含む地元自治会、水利組合、漁協組合、土地改良区等で構成している相川水系治水事業促進協議会との連絡調整を行っている。</p>	同左	—	—	—	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	19. 新たに加える。(合併と同時) 20. 廃止の方向で調整する。 21. 廃止の方向で調整する。
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
津市に同じ	同左	同左	同左	
-	-	-	-	関係機関と協議を行い、廃止の方向で調整する。
-	-	-	-	引き続き、相川水系治水事業促進協議会との連絡調整を図っていく

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	下水道部会
関係項目		分科会	排水分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
22 三重県河川海岸協会	<p>【三重県河川海岸協会】</p> <p>○構成 三重県、県下69市町村</p> <p>○負担金 ・年額通常会費 市の場合 12千円 町の場合 8千円 村の場合 8千円</p> <p>・特別会費 県施行海岸事業費 3/1000以内 市町村施行準用河川改修事業費補助 2/1000以内(700千円限度) の合算額。</p> <p>○会長 津市長 ○事務局 三重県社会基盤整備協会内</p>	同左	同左	同左	同左	同左
23 三重県防災協会	<p>【三重県防災協会】</p> <p>○目的 防災に関する方策を考究するとともに、災害復旧事業の促進を図り、もって民生の安定と公共の福祉増進に寄与する</p> <p>○構成 三重県、県下69市町村</p> <p>○負担金 ・年額通常会費 10千円 ・特別会費 県災害復旧費の2%以内 市町村災害復旧費補助額の3%以内 の合算額。</p>	同左	同左	—	津市に同じ	同左
24 三重県治水砂防協会	—	年会費1万円、特別会費として県及び国が施行する治水砂防事業費に一定の率を乗じて得た額(上限40万円)を支出している。	同左	同左	同左	同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	22. 新たに加加入する。(合併と同時に) 23. 新たに加加入する。(合併と同時に) 24. 新たに加加入する。(合併と同時に)			
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	
同左	同左	同左	同左	
-	久居市に同じ	同左	同左	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目				専門部会	下水道部会	
関係項目				分科会	排水分科会	
区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
25 木津川上流砂防事業促進協議会	-	-	-	-	-	-
26 下水路自治会補助事業	-	-	<p>【下水路自治会補助事業事務】</p> <p>自治会管理の水路の新設・補修等を自治会主体で地元調整・発注・管理をし、町から70%の補助金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金申請書の受理 ・公共積算による業者見積書の査定 ・工事完成後の確認検査 ・指令書発行及び補助金交付 	-	-	-
27 河川除草	-	-	-	-	-	2級河川、準用河川の除草を自治会等が行い申請があれば、助成している。

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	25. 新たに加える。(合併と同時) 26. 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度) 27. 安濃町の例により調整する。(合併と同時)				
構成	市	町	村	の現況	調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村		
-	-	-	-	【木津川上流砂防事業促進協議会】 ○目的 木津川上流直轄砂防事業を積極的に推進し、併せて災害防止に万全を期することを目的とする。 ○構成市町村 美杉村、名張市、青山町、御杖村、曾爾村、山添村、室生村 ○負担金 均等割と事業費割 (全体で924千円) 14年度 ○会長 名張市 ○副会長 御杖村	
-	-	-	-	-	自治会への委託及び助成での施工については調整をする。
-	-	-	-	-	自治会への委託及び助成で維持管理を行っている安濃町を例に調整をする。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	下水道部会
関係項目		分科会	排水分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
28 普通河川に係る境界確認	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の県河川以外の25河川については、水路(青道)としての扱いである。 ・地番のない河川については、県立会いも必要。 ・法定外公共物の譲渡を受ける見通し。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・準用河川と同様に境界確認を行っている。(普通河川における台帳なし) ・水路(青道)としての扱いである。
29 普通河川に係る占用加工許認可事務	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・町内25河川に係る占用加工申請に対して審議の上、許認可を行う。 ・河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、河川環境の整備と保全を図っている。 <p style="margin-left: 20px;">芸濃町普通河川管理条例</p>	—	<ul style="list-style-type: none"> ・普通河川においては、占用加工許認可事務は、行っていない。(農業用の用排水路に該当すれば、農林課において対応している。青線であれば、県への申請となる。)
30 普通河川に係る災害に関する事務	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に早急な手続きを行ない、河川の保全を図る。 ・町内25普通河川の災害調査を行ない発生災害に対処する。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・準用河川に準じて行っている。
31 普通河川に係る河川の指定・廃止	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・町内25河川の指定。 	—	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	28. 廃止の方向で調整する。 29. 廃止の方向で調整する。 30. 廃止の方向で調整する。 31. 廃止の方向で調整する。			
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
—	・町内8普通河川の境界確認	—	—	普通河川を準用河川にしていく方向で調整する。 法定外公共物として、譲渡を受けた水路敷は条例で境界査定、占用加工等の管理を行っていく。
—	・町内8普通河川の占用加工申請に対し、許認可を行う。	—	—	普通河川を準用河川にしていく方向で調整する。 法定外公共物として、譲渡を受けた水路敷は条例で境界査定、占用加工等の管理を行っていく。
—	・災害発生時に、早急な手続きを行い、河川の保全を図る。・町内8普通河川の災害の調査を行い発生災害に対処する。	—	・災害発生時に、早急な手続きを行い、河川の保全を図る。	普通河川を準用河川にしていく方向で調整する。
—	・町内8河川の指定。	—	—	普通河川を準用河川にしていく方向で調整する。